

## 労働保険事務組合事務規約改定

### 改定前

#### (督促を受けた場合の事務)

第12条 本事務組合は、委託組合員について法第26条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第26条第1項の督促状を受けたときは、徴収および納付簿に所定の事項を記載するとともに督促状に指定された納期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。

#### 2 (略)

#### (延滞金の通知を受けた場合の事務)

第13条 本事務組合は、委託組合員が法第27条第1項の規定による納入通知を受けたときは、徴収および納付簿に納入通知にかかる事項を記載するとともに、すみやかに委託組合員にその納付書を送付するものとする。

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

2 法第21条第1項又は第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項若しくは第27条第1項に基づき政府から追徴金または延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条または第18条に規定する事由があるときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責めを負うものとする。

### 改定後

#### (督促を受けた場合の事務)

第12条 本事務組合は、委託組合員について法第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第1項の督促状を受けたときは、徴収および納付簿に所定の事項を記載するとともに督促状に指定された納期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。

#### 2 (略)

#### (延滞金の通知を受けた場合の事務)

第13条 本事務組合は、委託組合員が法第28条第1項の規定による納入通知を受けたときは、徴収および納付簿に納入通知にかかる事項を記載するとともに、すみやかに委託組合員にその納付書を送付するものとする。

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

2 法第21条第1項又は第28条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項若しくは第28条第1項に基づき政府から追徴金または延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条または第18条に規定する事由があるときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責めを負うものとする。